

京都府人権教育・啓発施策推進懇話会（第13回）

平成21年11月18日（水）

午前9時30分～11時30分

京都ガーデンパレス「祇園」

1 開会

2 議事

(1) 意見交換

議題1 「明日の京都」について

○座長

それでは議題1について、事務局から資料説明をお願いします。

○事務局

政策企画部から、現在、検討を進めております「明日の京都」ビジョン、ポスト新府総の検討状況につきまして御報告をさせていただきたいと思っております。

まず、資料1をご覧くださいと思います。現在の新京都府総合計画、これが来年、平成22年12月で計画期間を満了するということとなります。この計画の後を継ぎますポスト新府総ということで、新しいビジョンづくりを現在進めています。

この資料1のとおり新しい計画につきましては、これまでの総合計画と体系を変えていこうと考えております。と申しますのは、非常に時代の変化が激しくて、経済環境、あるいは社会環境も目まぐるしく変わっていくという時代になっていますので、従来のように10年間の総合計画というものをつくりまして、それに基づきまして事業を進めていくという形でやっていきますと、どうしても時代の変化とか新しい課題になかなかついていけない、臨機応変に対応していけないという時代になっていますので、今回のビジョンにつきましては、発想を変えまして、資料1の1頁のとおり4本セットで新しいものをつくっていこうという考え方をとっています。

まず、1頁の一番上に基本条例を書いています。こちらにつきましては時代がどのように変化しようとも、変わらぬ行政の基本姿勢というものをしっかり条例という形で、まず固めていこ

うということが1本目です。

その下に長期ビジョンにつきましては、大体10年とか、20年ぐらいのかなり長期的な視点を持って、京都府社会がどういった社会でありたいか、どういう社会をつくっていくべきかということについて、ビジョンという形でわかりやすくまとめていこうというのが2本目です。

その下にいわゆる行政の計画として、一つは中期計画ということで、具体的な施策とか、事業につきましては10年間という長い期間ではなしに、大体4、5年間ぐらいの中期的な期間で時代を見据えて施策をまとめていく。これが中期計画ということです。

その右側にある地域振興計画は、こちらも中期計画と同じような考え方で、それぞれの地域ごとの具体的な振興方針、そういったものについては地域ごとにまとめていこうという考え方を持っています。

全体として見まして、この4本柱ということで、わかりやすく行政を進めて行こうということ、を次のビジョンの大きな課題としまして、できるだけ時代の変化に柔軟に、あるいは機動的に対応していくということを目指していきたいと考えています。

2頁をご覧ください。こうした4本立てのビジョンの検討を進めていくために昨年8月に、この「明日の京都」ビジョン懇話会というものと、その下の「行政運営の基本理念・原則となる条例」検討委員会というものを立ち上げさせていただきました。

先ほど申しました基本行政は、この下にあります検討委員会です、基本的なところを検討していく。それから、長期ビジョンと中期計画につきましては、上の「明日の京都」ビジョン懇話会で基本的な検討を進めるという形で検討を進めているところです。

次に3頁をご覧ください。これまでの検討状況でございます。真ん中あたりにビジョン懇話会の開催状況を書いています。昨年8月にスタートしまして、今年9月まで、8回ほど全体の会合を開催しました。

第7回を6月1日に開催しましたが、「京都にいきる」をテーマにした懇話会において、座長の間取りまとめを発出しました。詳細につきましてはホームページに議事録とともに掲載していますので、またご覧いただきたいと思います。

それから、その下、専門部会ですが、第7回の座長の間取りまとめが出た時点で、分野ごとに分かれまして議論を深めていこうということで、専門部会を開催させていただきました。

5部会に分かれ合計20回にわたり議論を重ねました。人権問題につきましても、この教育・学習部会の中で、大きな論点として取り上げました。第4回の9月7日に開催しました部会においては、伊藤先生にゲストスピーカーということで、お話をいただきまして、議論いたしました。

次の4ページですが、幅広い府民の皆様の御意見を聞かせていただくということで、今年の夏から秋にかけて、各地で府民交流会を開催しました。延べ1,600人もの非常に多くの方に参加いただきました。

府内各地域、京都市内で計6回の開催しましたが、特に府から何か題材を提供して御意見をいただくということではなしに、まだ検討の途中ですので、もう少し幅広い御意見を、忌憚のないアイデアとか、あるいは御提案をいただきたいということで開催して、かなり盛況な交流会となりました。

それから最後、行政運営の基本理念・原則となる条例の検討委員会の開催状況ですが、こちらにつきましても、この9月までに7回ほど検討委員会を開催し検討を重ねてきたという状況です。

私の方からは以上、経過につきまして御報告をさせていただきます、続きましては条例の検討状況について、御報告させていただきます。

○事務局

それでは先ほどの流れの中で、4本柱の中の一つであります基本条例の現在の検討状況につきまして御報告をさせていただきます。

お手元の資料、5頁をご覧ください。基本条例については、先ほど御説明したとおり、府政運営の基本的な方向性を考えるということで、それを条例という形で設定していこうというものです。これまで、先ほど御説明いたしました条例検討委員会で7回議論をいただきまして、今年の8月に中間報告という形で検討報告書をまず提出させていただいております。

近く、この報告書を最終的なものにまとめまして、知事に報告いただき、来年の12月末には、条例という形で議会に上程をしていくということを目指しまして、現在進めているものです。

この条例については全国的に、地域のあり方を決めていこうという基本条例なり、あるいは基礎自治体である市町村ではまちづくり条例ということで、いろいろ今後のあり方を決めていこうというもので都道府県レベルではまだ北海道と神奈川県で制定された例があるだけです。もし京都府で制定されれば全国で三番目ということで、他府県でまだ例が少ないものです。

もともと基本条例をつくる趣旨ですが、地方分権なり、あるいは地域主権、あるいはその住民主権といった形で、地方のことは地方でその方向性を決めるという考え方が定着してきたので、そういった基本的な方向性を住民、あるいは府民の合意のもとで決めていこうという、それを、二元代表制の一つの代表である議会の議決を得た条例という形で決めていこうというものです。

この基本条例を制定する意義と効果ということで、三つほど報告書では挙げていただいています。

すが、一つは行政運営の基本的な方向性が、この条例を制定することによって明確化されるのではないかという点です。二つ目が府の役割、あるいは責務、それから地域づくりを一緒に行っていく市町村や民間団体との関係を明確化することができるということです。三つ目は、府民の行政運営とか地域づくりに対する意識が高まる。それは条例制定過程でいろいろな意見をお聞きすることによって決めていくわけですし、そういった意味で意識が高まっていくということがあるのではないかと考えています。

また、条例制定後にもいろいろな施策の改革とか改善のプロセスが生まれるということを目指しています。住民主権、地域主権の考え方が地域に根づいていくきっかけとなることを意義・効果で挙げていただいています。

条例の方向性につきましては、大きく二つありまして、一つは行政運営の根幹となる考え方を示す基本理念。もう一つは、その基本理念をどういう形で行政が実現していくかという行政の行動原則を定める基本原則。この二つの柱を条例の骨格として考えています。

まず、基本理念ですが、これには三つの考え方がありまして、まず一つ目が人を大切にする。人がつながり支え合う。そうしたことで心豊かな社会をつくっていくという考え方です。

これには二つ柱がありまして、一つは一人一人の個性や能力が尊重される。だれもがその意思に基づいて社会の一員として参画でき、そういったことが生かされるような社会づくりです。これはユニバーサル社会でありますとか、あるいはノーマライゼーション、そういったものに通じる考え方ではないかと考えています。もう一つが多様な価値観のもとで府民同士がつながり、支え合うということで、共生でありますとか、あるいは人と人とのつながり、和の精神みたいなものがこの理念の中に生かされているのではないかと考えています。

二つ目の基本理念ですが、府民を支え、地域の活動を大切にするという考え方です。これは住民の参画する、地域をつくっていくという住民自治の考え方、あるいは、自主自立の考え方、こういったものがこの理念の中にはあらわれていると考えています。

三つ目が多様な主体がともに役割を担うという考え方で、いわゆる新しい公共とかという言葉で表現されていますように、行政だけが地域づくりの主体ではなくて、いろんな地域団体、企業とか、あるいは地域の自治体とか、女性団体とか、そういったものがそれぞれの役割を分担し合いながらきちっとつくっていくという考え方です。

次に、この基本理念を徹底していくための行動原則ですが、これには五つの柱を考えてまして、府民が起点となり、府民が生かされる府政でありますとか、あるいは明確なビジョンを示して、府民の安心、活力を支える、あるいは府民によく見える、透明性の確保、あるいは信頼され

る、健全な体制運営ということも含めて、信頼されるという概念があります。それから、府民の参画と協働を尊重する、あるいは他市町村との連携、協力を進めていく。他市町村等の中には国なり、あるいは他府県といったものも含まれていると考えています。

こういった基本的な考え方を中心にして、具体的にはこれから、基本条例の条文の検討に入っていきたいと考えていまして、全体の4本柱と方針をあわせながら、来年度中に策定を進めていきたいと考えています。「明日の京都」の検討状況については以上です。

○座長

それでは、お手元の資料に基づいて内容を御説明いただきましたので、どうぞ御自由に御意見をお願いします。

○委員

私は、「明日の京都」ビジョン懇話会委員として参加していますが、本当にさまざまな分野の方たちが集まった会議で、京都府のためにみんなすごく熱く語っていると感じています。

これまで参加しての感想ですが、「明日の京都」ビジョンという大きな課題について議論していますが、実際に議論している内容を見ると、目の前のことが多く、もっと大きな未来像が見えてこないというのが印象を持ちました。

さらに専門会を分けて、それぞれ課題について議論しています。私は、その中で教育・学習部会に参加していますが、未来の人材である子どもたちに対してもっと教育についてもっと力を入れていただけたらと思います。

以上です。

○座長

ありがとうございました。他に御意見はありますか。

○委員

私は、教育・学習部会において話をしてくれないかということで打診があって、行かせていただきました。呼ばれるときに、この人権の懇話会委員という立場で言わせてもらったのですが、人権が教育・学習部会だけに入るのかと申し上げました。

人権が「明日の京都」のどの部会に入るかという話ではなくて、ベースになる話だと思います。

どこの部会にも人権の懇話会委員が行って、それぞれに語るということがあってしかるべきではないかという意見を言わせていただきました。

教育のことについては、もちろん人権教育という立場でいろいろ言わせていただいたのですが、もし可能であるならば、それぞれの部会の中に人権の懇話会委員が参加して、人権問題というのがどういうふうに位置づけられていくかという議論があつてしかるべきと思います。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

私の感想ですが、5頁の中で、人権という言葉が一つも出てこない。それは確かに、例えば、三つの基本理念の最初に人を大切にし、人がつながり合う、心豊かな社会づくり、それから、3番目に、多様な主体がともに役割を担う社会と、人権の基本的な考え方とつながります。ただし、私はかねてから行政の根幹は、府民一人ひとりの人権の実現ということであるべきだと思つてますので、先ほどの委員の御指摘どおり、行政のあらゆる分野に、それぞれの部会で、それを念頭に議論を進めていただきたい。そういう意味で、京都府全体のやはり人権対策の考え方、府の行政の根幹というところで問題があるのではないかと思います。人権があれば、当然未来の世代の人も入ってきますし、これは老人介護にしても、看護にしても、それから年金問題にしても、社会福祉にしても、これら全部が人権にかかわる問題です。ですから、少しそういう視点がないのが、あるいはもっと前面に、言葉として出てこないのが寂しい感じがしました。

しかし、各委員それぞれいろいろなお考えや立場があるかと思つますので、どうぞ御遠慮なく御指摘、あるいは御質問をいただきたいと思つます。

○委員

今までの新府総には期限がありました、今度の「明日の京都」条例は期限を明確に切つていないのでしょうか。

○事務局

条例に期限というのはありません。

それから、長期ビジョンにつきましては、大体10年ないし、20年ぐらいの社会像みたいなものを描こうということで、これにつきましては何年までとかいう期限はありません。

具体的な施策、事業につきましては、大体、4，5年間ぐらいの事業計画をまとめようということですので、こちらの方は4，5年間の計画という形になってこようかと思います。

○委員

二つありまして、座長が言われたとおり非常に今の時代、介護の問題とか、それから雇用の問題だとか、非常に厳しい状況があります。その人たちをなぜ社会が支えていくのかという根本的なことを忘れがちだと思います。何か知らんけど、受益者負担みたいな、こういう年金生活の人は、若いときに働いてくれたんだから老後はゆっくりしてもらおうというふうに、若いときに働いたからこうだというね。そうではなく障害を持っている人も高齢者も等しく受ける権利というのが、特に若い人がそういう考えを持っていない。若いころの自分が悪いというふうに思ってしまう人がいます。それを、なぜ社会がそういう人たちを支えるのかという観点が、どうも社会的に薄れてきていると思いますので、行政がやはり根底に、なぜそういう社会が必要なのかという考えをきちっと固めておく必要があると思います。座長のおっしゃるとおりだと思います。

もう一つは、今、地域主権と言われて、道州制だ、広域連合だとかいろいろなことが言われており、京都府も山田知事が発言されてます。そういった大きな、ダイナミックな動きの中で、府というのは、まだ無意識に府のビジョンだという考え方をされている。ただ、府というのは行政体の府なのか、この地域のことなのか、と思いました。この「明日の京都」の考え方においては、この動きをさておいてやって検討しているのか教えてください。

○座長

ありがとうございます。

議題2として「障がい者の雇用促進について」がありますが、それも含めて、もし何かコメントありましたらお願いします。

○委員

先ほどの座長がおっしゃったことがもうすべてで、さらにコメントする必要もないかと思えます。私もすべての人の人権が尊ばれる社会が、すべての人にとってよい社会になると思います。

○座長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

○委員

私も基本理念のところに入権ということがないというのはどうかと思います。

それと質問ですけれど未来が見えるというところでは、子どもや人権啓発学生サポーター会議に参加した人とか、そういう人たちの意見というのは加わることは可能でしょうか。

○座長

それでは回答をお願いします。

○事務局

ビジョンと中期計画、両方ですが、まだ、これまで準備運動みたいなところでして、これから原案づくりにかかっていくことになります。これまでも各部会とかでいろいろな意見を聞いてきましたが、他にも団体や有識者の意見も合わせて聞いてきました。今後も原案ができてきましたら、引き続きいろいろな意見を集約していきたいと思っています。また、既にホームページも開いていますし、どこからでも御意見いただけるようにはしていますので、できましたらこういう方々の意見をというのがございましたら、具体的にお申し付けいただきましたら、私どもの方から出向いて説明もさせていただきますし、そういう機会をどんどん作っていきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

○座長

他に御意見がありましたら遠慮なくをお願いします。

○委員

そうですね、確かに明日の京都懇話会に参加して、人権という言葉が一言も出て来ない。本当に座長のおっしゃったように、人権は、すべての人が全部かかわってくるものと思います。私も、それならばと思い積極的に話しをするのですが、中間報告に反映していない。今後は、だんだん具体的に内容を検討していく段階なので、まだ見えてこないところもあるかと思いますが、たびたび人権の懇話会に報告する方がよいかと思います。

○座長

ありがとうございます。他にございませんか。

○委員

中間報告の中に人権の位置づけすらなかったのは、ちょっと心外だと思いました。要するに、人権がベースであるということであるならば、今後の運営のやり方でまだ可能性があるならば、文化のところでも、産業のところでも、福祉のところでも、せめて福祉のところでも人権という立場の人間へのヒアリングなりを行っていただきたらと思います。最後、そのことを強調しておきたいと思います。

それから、条例に関しては、恐らくお題目的な形で、この方向でいこうという非常に総花的な、抽象的な話の条例が出ると思いますが、しかし、そこに人権という言葉が入るか入らないかというのは非常に大きいと思います。

例えば、5頁について、座長が御指摘なさったけれども、そこに確かに人権という言葉は一つも入っていないわけですし、要するに、だれしものが納得できるような抽象的な言葉ということでまとめておられると思うのですが、そういう意味では人権という言葉、人権を大切にすること、京都府民の誰しものベースなんだということを、ぜひこの「明日の京都」ビジョンの中でも確認いただけるような運営を事務局として考えていただきたいと思っています。

人権と人権という、例えば犯罪の被害者にしても加害者にしても、実は人権がぶつかり合ってしまうわけですから、それぞれで人権がぶつかり合うということも出てくると思いますが、総論的なところでは、ぜひとも人権という言葉を入れることを考えていただきたらと思います。

○座長

ありがとうございます。他に御意見がありましたらどうぞ。

○委員

教えていただきたいんですけども、この人権なんですけど、享受するのは府民でしょうか。要するに、今後、外国の方が結構京都に来られるとか、お住まいになられると思うんですよね。ニューカマー、オールドカマーということ、それ以外に、例えば、埼玉で事件がありました、フィリピンの一家が結局、オーバーステイだったために、不法入国だということで御両親が帰されて、子どもが残った。ああいう問題のときに、人権て何なのか。日本の中の人権て何なのかということを考えます。それは、府としてはどういうことを考えているのかということをお話していた

だきたい。それと座長の御見解をお聞きしたいのですが、日本は、いろいろな条約を締結していますが、国連から守られていないと指摘されています。そういった問題はの中に念頭としてあるのかどうかです。守るべき人権、書かれてない人権がどこまで及ぶのか、教えていただきたいと思います。

○座長

ありがとうございます。どうぞ、どなたからでも。

○事務局

条例とも関係した説明をさせていただきますが、条例は、もちろん先ほどから、委員から御指摘いただいているとおり、すべての運営、行政面のベースになるものです。今回の基本条例の中には、そういった人権という概念を当然ベースに置きながら、それをどういう形でその地域で実現していくかという基本的な方向性について基本理念の中で出していきたいと思っています。

あと、人権という言葉そのまま書くのか、あるいはどういう形で書くのかにつきましては、さらに多くの方の意見を聞きながら決めていきたいと思っています。

それから、外国人なり、そのオーバーステイとの関係ですけれども、やはり憲法との兼ね合いが基本になります。もちろん憲法とか、あるいは入管法とか、そういったものが基本的と思いますが、この条例につきましては特に府民の範囲を決めるというようなことは考えていません。住民だけでなく、例えば勤務されている方、あるいは観光に来られた方など、京都に入ってくる方も含めて、この条例の対象にしていきたいと考えています。

○委員

座長の御意見はいかがでしょうか。

○座長

これはどこまでふろしき広げるかによりますが、まず、日本国憲法で統治の原則は第3章、国民となってるのが問題なんだけど、国民の権利と義務です。その中の基本的人権の尊重は三大原則の一つです。つまり、人権が3分の1を占めています。残りの部分が国際関係で平和主義というのがあるけれども、国内的には、少なくとも人権が中心で、あとはそれを実現していくための統治の仕組みです。ですから、日本という国として、そういう視野は要るし、どこかでも指摘さ

れたように、何も国籍とか、居住地とかにかかわりなしに日本にかかわりのある個人はすべて人権を尊重されないといけない。ですから、もう私は2年前にやめましたけれど、世界人権宣言を条約にした国際人権規約、これは、日本も入ってもう20年、30年近くなりますけれども、この規約に書いてある人権を、国内でどう実現したかを政府が報告をして、それに対する専門家18人の委員なんですけれど、いろいろコメントをして、最後にその国に対する勧告をする。その中でいろいろな差別、差別はもちろん厳然と残っていると指摘しているわけです。

それから、これは言うまでもないのですが、女性の場合は離婚して次の結婚まで6カ月を置かないといけない。これは法律上、だれが父かを確定するためだということ。私、先ほどの委員会のメンバーから、今の時代、DNAで99.9%決められるのに、だれが父かを確定するために6カ月も置かなんて変じゃないかと言われました。

それから、国籍法が改正されましたけれども、改正前は父が日本人である個人は日本国籍を持っていると。では母はどうなってるんだと。これも一、二回指摘して、今は父または母がに変わりました。つまり、制度としてそういう女性に対する差別も残っているし、社会的な事実ももっとあるわけです。ですから、それは女性だけではなしに社会的にいろいろな意味で恵まれない、スタート時点でハンディのある人にも当然、人権は及ぶべきであって、明日のビジョンというからには、それを実現するにはどうしたらいいかという視点が必要である。必要であれば、府という枠を取り外すことも考えてもいいのではないのでしょうか。あるいはもっと小さい単位で、できることから進めていったらいいのではないのでしょうか。それぐらいのビジョンをもっと端々に盛り込んで、そして、老人がやっぱり心豊かに尊厳を持って暮らせる。若者が夢も希望も持てるような、そういう社会をつくるというぐらいのスタンスで書いていただくと、大分迫力が出てくるんじゃないかと思います。

まだ、まとまっていないようですので、今の段階では一つの意見に過ぎないかもしれませんが。そうやっていけば、将来の問題も当然カバーされるべきだし、そこから、今言われている社会の安全ネットを少なくとも、府としてはこういうふうやっていくとか、何年後かにはここを目指したいというようなことも出てくると思うし、そのためにどういう教育が必要とか、いじめの問題、差別の問題、もちろん大事ですけども、そういう心を持った若い世代を育てるというビジョンが必要ではないのでしょうか。大きいこと言い出すと切りがないんですけども、日本だったら京都に住んでよかったなと思えるような、夢のあるビジョン、そんな明日の京都ビジョンにしていきたいと、私はそう思います。

そのためには、私たちが知らず知らずに島国根性になっているので、それが最高裁判決のあの

事件にも出たと思うんですけど、もうちょっと子どもにとって何が大事かという視点で考えたら、また別の結論があったんじゃないかと。日本という国で決めたこのルールだから、それを守っていないものは退去すべしと、親と一緒に帰ったらよろしいと。残ってもいいけれども、その場合は親とは別れることを覚悟しなさい。これは日本人が考えても、国際的に見ても、あんまり納得の行く結論じゃないと思います。

法律家としてはそういう気持ちも分からないことはないけれど、最高裁までいけば、これは、もう少し法律の文理解釈を離れた判断があつていいと思います。

他にこれだけは言っておきたいということがありましたらどうぞ。

○委員

未来ということで考えれば、子どもたちはどれだけ、自分たちが人権意識をどれだけ持つというのを、そのことが物すごく大事だと思っています。20年足らずでしょうか、子どもの権利条約の意義を訴えたりしてきましたが、今それがもうどうなっているんだろうというぐらいの状況です。

それから、子どもの未来ということと、京都の未来、世界の未来とを考えたときには、子どもの権利条約を本当に伝えていく、育てていく、そのことを自分たちはもっと知っていくということ、もう少し早く認識していけたらと思います。

それと、自己肯定感の低い子どもたち、その背景には大人たちの自己肯定感も低くて、その自己肯定感を高めるためには、人は人で、そのままいいんだよという人権意識とどれだけリンクさせて伝えていくことではないかと、今、現場を通して実感しています。

○委員

これ、単に来年の年末までの細かい計画なので、私もこれからどんどんいろんな意見を出したいと思います。特に外国人のいろんなことに関して、本当に役に立ちたい提案をしていきたいと思っています。

また、また同じ話すると思うかもしれませんが、特に15歳の子どもたちは、本当に子どもたちは勉強したい、勉強して成長していきたいと思っています。でも、そういう子どもたちを受け入れる、受け皿がないのは本当に悲しいことです。

大人が、あなたは高校受験をしたらと一言で言うんですけど、日本語が全く分からない子どもや日本の中学校の科目の知識がない子どもが1年、2年かけて勉強して受験する子どもにとって

たった2年かもしれないけど、そのことが20年の遅れになる可能性があります。だからこそ、特に教育面で、私は子どもの人権を守られるように提案していきたいと思います。

○委員

最初は、「明日の京都」ビジョン、基本条例というのをぼんやりと捉えていました。非常に今、各委員の皆さんからのお話を聞いて、非常に重大なものを決めているということを知ってきたような気がします。

私は、先ほど指摘のあった条約の関係一つとりましても、専門部会が文化・環境、産業・労働といろいろ分かれています、すべての場面にわたって条約というのは及んでいきますし、この条約に限らず、国連の条約とか、世界基準があるわけですが、それに照らしてどうなのかというものが無いと、非常に小ぎれいな花は咲かすにしても、その土台が、どこに立っているかがあいまいではいけないと思います。

それから中間報告ですが、資料にはポイントだけですけれども、細部にわたって、やはり前半の段階で、我々としても出席させていただいて、提言させていただくことが必要であると思います。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

教育についての指摘に対して事務局からお願いします。

○事務局

何回もお聞きしておりますが、どうしても制度上できない部分がありまして、思い悩んでいる部分があります。

ただ、高等学校の入学制度というのは、一定程度、府で決められる部分もありますので、そういう中に盛り込んでいくということは可能な部分もありますけれども、やはり、受験生の公平制度とかいろいろな観点がありますので、今のままのシステムの中にそのまま入れるということはなかなか難しい。だから、少し別の枠組みを考えるなど、府として対応できないかとも考えていますので、引き続き検討したいと思っています。

○座長

私も23年前、イギリスへ初めて研修に行ったときに、もう結婚して、子どもも3人いましたので、3人とも日本では同じ小学校の1年、2年、5年だったけれど、向こうは、住んだところの学制上、高校、それから中学、小学校と違うところへ行く。どことも受け入れないとは一言も言わないのです。喜んで受け入れてもらって、それも外国人の学生のために英語を教える、英語は世界語という自負があるのだとは思いますが、それぞれの段階でクラスがあって、長女なんかは1人でしたから、校長先生がわざわざ部屋に呼んで、英語の特訓をしてもらった。なぜ、日本でそれができないのか。規則は人間のためにあるので、規則のために人間があるのではない。その一番根幹のところはどうもできていない。それが日本の閉鎖性でしょうか。

ですから、話は飛びますけれど、携帯電話で有名なノキアという会社は、フィンランドという小さい国にあります。だけど、ノキアは、初めから世界の規格で考えているから、今だったらアフリカでやったら売れるよと。日本だとまず、電波の制限を決めて、企業もその中で開発するから、日本の携帯で話ししようと思ったら、特殊なチップを入れないと使えない。それだけでものすごくコスト的に高く。競争できない。幾らいい物をつくったって、その規格が狭かったら適応できる範囲は狭いわけです。京都は、今まで日本の中でいろいろなことをリードしてきたので、明日のビジョン、ぜひそういうところに飛び込んでいていただきたいと思います。

ですから、この問題は、制度がこうなってるからっていうのは誰でも言えることです。制度がこうだけど、こうしようという、あるいはこうしたら何とかなるんじゃないかというのが、生身の人間が行政で働いていることの一番大事な仕事ではないかと私は思いますけれども。ぜひ知事にお伝えください。

○事務局

先ほど申し上げたのは、高校とか大学に入学するときの話であって、義務教育は、当然、そういう学齢児童・生徒の年齢に応じて、受け入れていくということはしております。非義務である高校とか大学への受け入れで、そのフォローワークをしながらというのはなかなか今の制度上は難しい、何か違う方法も考えながら受け入れられる方法を考えたいと申し上げたのです。

つまり、制度がない中で、今のシステムの中にどういうふうに組み入れていけるか、例えば高等学校でそういうことをすれば、大学での受け入れということにもつながっていきますし、そういう意味では、将来にわたっての制度になっていかないと、すべてを受け入れるというような形になっていかないとなかなか難しいと思っております。そういう意味で申し上げますので、決し

て制度がないから除外しようというようなことではありません。

○座長

よく分かっています。ですから、明日の京都ビジョンを策定するにあたり、まさにそういうことをおっしゃっていただいて、今の政府はこういう問題があるから、やっぱりこういうべきだということを将来に向けて示していただきたいということです。

いろいろ御意見が出ましたけれど、最終意見がまとまる前には、中間報告でもいいので、ぜひ人権の懇話会で説明いただく機会を保證していただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、次の議題2に移らせていただきます。

これは前々回に委員から指摘されたことで、障がい者に対する雇用促進について、事務局からお願いします。

議題2 障がい者の雇用促進について

○事務局

障害のある方の雇用促進について、私どもが所管しております、はあとふるジョブカフェでの取組を中心に、京都府の雇用対策や事業の概要について御説明させていただきたいと思います。

それでは資料2を御覧いただきたいと思います。1枚開いていただきまして、まずはじめに京都府における障害のある方の雇用状況について、(1)障がい者の雇用数・実雇用率の推移を見ていただきたいと思います。

右上にありますように障がい者雇用のベースとなります、障害者雇用促進法という法律がございますが、その法律には、全従業員1.8%の従業員については障害のある方を雇用しなければならないということになっておりまして、1人以上雇用しなければならない56人以上の規模の企業については、毎年、6月1日現在の雇用障がい者数や雇用率を所管のハローワークに報告しなければならないということになっております。

直近の数字は20年度となっております。6月1日現在の数値ということですが、毎年集計されて公表されるのが11月下旬ということになっておりまして、今年度の数値についてはまだ公表されておられませんので、昨年の数値が直近の数値となります。

棒グラフは、雇用障がい者数になりますが、20年度の数字を見てみますと、身体障がい者の方が5,148人、知的障がい者の方が1,026人、また精神障がい者の方が98人で、合計6,272人になっ

ています。この雇用障がい者数につきましては、着実に年々、増加しています。

また、折れ線グラフは、実雇用率です。法定雇用率が1.8%に対して、京都府の雇用率は昨年度1.76%になっており、法定雇用率を少し下回っていますが、これも毎年上昇しております。なお、全国平均につきましては1.59%です。

次に2頁目は、企業規模別の雇用率です。太線の実線が京都府の平均で1.76%となっています。それを超えているのが1.88%の1,000人以上の規模の大企業です。その次の1.86%というのが、56人から99人の規模の企業ということで、一番規模の小さい企業ですが、2番目に位置しています。それ以外の企業については1.76%を下回っており、京都府の特徴として56人から99人という小さい規模の企業で1.8%の法定雇用率をクリアしており、京都府の中では頑張っていたということができると思います。

次に、企業規模別の達成企業割合ですが、京都府全体では48%です。府内の48%の企業が1.8%の法定雇用率を達成しているということで、京都府の平均を超えている企業が1,000人以上の規模の企業と、次に高いのが300人から499人、次いで100人から299人の規模の企業という状況になっています。

次に3頁ですが、障害のある方の就職件数の推移ですが、14年度から年々増加しておりましたが、御承知のとおり、昨年秋のアメリカでのリーマンショック以降、急激に経済・雇用状況が悪化したということがありまして、最終的には、20年度は1,113人と前年度に比べて微減という状況です。本来ならば、右肩上がりに順調に上がっていくところが、厳しい雇用・経済状況によって伸び悩んでいるというのが現状です。

この伸びている理由というのが次に書いてありますように、障害のある方の働きたいという意欲が高まっており、そのことは新規求職者件数で現れることになるのですが、それが年々増加しているということです。

また、企業側の取組として、コンプライアンスや社会的貢献、CSRの観点から企業側も一生懸命取り組んでいただいています。

また、一方、ハローワークも法定雇用率達成のため、未達成企業に対し指導を強化されています。

次に4頁ですが、これは全体の雇用・失業状況です。資料には、8月までしか書いておりませんが、現在9月の数字が出ておりまして、全国の完全失業率は5.5%から9月は5.3%へ0.2%ほど改善されています。

また、下から4番目の全国の有効求人倍率ですが、こちらも8月の0.42から9月は0.43と

0.01ポイント、こちらも改善されています。

下から2番目の京都府の有効求人倍率ですが、9月は、8月と同じ0.48です。

この数値を見ておきますと、これまで雇用の悪化が続いてきたわけですが、やや改善されてきたように思います。ただ、有効求人倍率、完全失業率とも過去最悪に近い数値に変わりなく、まだまだ予断を許さない状況にあると言えます。これに呼応して、障がい者の雇用についても厳しい状況にあるという認識です。

5ページですが、このような厳しい状況の中、京都府が法定雇用率を下回っている状況をどう改善していくのか、京都府としてどのような取組を行うべきかを協議していただくため、平成19年度にアクションプランの検討委員会を設置し、19年12月に京都府障害者就労支援プランを策定いたしました。このプランは1.8%の法定雇用率の早期達成と、実雇用率2%を目指した取組を進め、障害のある人も生きがいを持って普通に働ける世の中、そういうノーマライゼーションの世の中を作ることを目指しており、京都府としても重大な行政課題の一つとして取り組んでいるところです。

6ページですが、このアクションプランの重点施策として4本柱を掲げています。

一つ目には、総合的な就労支援の体制づくりということで、障害のある方の就労相談ができる専門相談窓口として、京都ジョブパーク内に、「はあとふるジョブカフェ」をつくっています。

二つ目には、地域の社会資源を活かしたきめ細やかな支援ということで、障害のある方は、さまざまな地域に住んでおられますので、はあとふるジョブカフェだけでなく、身近な地域での支援が必要だということで、就職面と生活面の支援を一体的に行う障害者就業・生活支援センターを7つの障害者保健福祉圏域に一箇所ずつ設置し、身近なところで障害のある方を見守ることとしています。

三つ目には、障がい者雇用の土壌づくりということで、積極的に障がい者を雇用している企業の好事例集を作成するとともに、これをもとに普及啓発活動を行うということです。

四つ目には、積極的に障がい者の雇用に取り組んでいただいている企業を応援するという意味で、企業にインセンティブを与える取組を行うということです。

7ページですが、この計画の核となる就労支援の窓口であります、はあとふるジョブカフェは昨年の4月1日に京都ジョブパーク内に開設されました。ここでは障がい者の就労専門相談コーナーとして専門の相談員が常時2名おり、利用者の一人一人の障がい特性や就職希望などをじっくり聞かせていただいて、カウンセリングから、必要であれば就労前トレーニングや企業実習の紹介、就職後の定着支援までワンストップでサポートさせていただいているところです。

8頁では、利用者の視点から具体的な支援の流れを説明しています。障害のある方が、はあとふるジョブカフェに来られた場合に、まずは総合相談をしまして、その方に合った就労に向けたプログラムをつくり、一般就労が可能な方につきましてはハローワークでの職業紹介、また、必要な方は、就活のプレセミナーの受講や実際に企業体験・実習をしていただくなどして、職業能力を高めていただいて、就職につないでいます。

一方、一般就労の難しい方も確かにおられます。福祉サービスが適切という方につきましては、私どもから専門機関に橋渡しをして、その方に合ったところに行っていただくという支援もさせていいただいています。

9頁は、サービス提供の視点ということで、障害のある方への支援のほかに、はあとふるジョブカフェでは、雇用していただく企業への支援というのも実施をしています。企業への支援につきましては、障害者雇用納付金制度に係る各種助成金の手続きなどの情報提供をさせていただくとともに、企業実習をさせていただくようお願いするため、「はあとふる応援団」という企業開拓専門の職員を5名配置しまして、毎日、各企業を回らせていただいているところです。

10頁は、はあとふるジョブカフェの利用状況です。21年4月から10月末までで、延べ1,400人弱、昨年の4月からで2,400人弱、実人員で456人と多くの方に来所いただいています。

内定者は、21年4月から10月までで61人、昨年4月からでは102人と、100人を超える内定者を出しています。

当所に来られている利用者の特徴ということになりますと、下に書いてありますように、当初、身体障がい者の方が多いかと思ってましたが、実際のところは、4割を超える方が精神障がい者、発達障がい者の方でした。

全体で就職が可能と見込まれる方が、5割弱。あと、5割強の方についてはなかなか一般就労は難しい方です。そのうち6割弱ぐらいの方が、精神障がい者や発達障がい者ということです。

11頁は、年齢別、性別の利用状況です。また、下の方に相談ケースの困難度の表、こちらの方はあくまで相談員の判断で分類させていただいてるわけですが、全体の49%が、条件つきも含めて一般就労ができるのではないかと思われる方、あと残りの51%についてはなかなか一般就労が難しいのではないかと見ております。

最後に、平成21年度の重点取組についてです。現状につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり雇用率は1.76%ということで、着実に向上してきたわけですが、昨年以降の経済・雇用環境の悪化により、障害のある方を取り巻く雇用環境というのは、かなり厳しい状況にあると認識しています。

また、課題としては、一つには、増加傾向にあります精神、発達障がい者への支援体制を強化していく必要があるということで、下の重点取組事項のうちの③にあるように、今年度から精神保健福祉士を通年で配置することで、精神・発達障がい者への相談、就職支援体制を強化をしているということです。

二つ目は、企業の理解の促進や企業と障がい者を結びつける実習体験等の場の確保ということを進めていく必要があるということで、こちらは②のとおり、企業支援機能の強化ということで、先ほども申しました企業への訪問、企業開拓などを行う、はあとふる応援団、これを昨年までの3人を、今年は5名に増員いたしまして、企業への支援を強めているということです。

企業からすると、障がい者の対応等についてどうやっていけばいいのか分からないということもありますので、はあとふる応援団から企業への提言やアドバイスをさせていただく。また、ジョブサポーターという有償のボランティアも80人ほどおりまして、その方々が実際に企業に行って就職前の企業実習や就職された後の職場定着のために障がい者と企業との橋渡しとなり、雇用された企業への後押しに取り組んでいるところです。

また、最後に実習件数を今後さらに増やす必要があるということで、これは6月補正で、「はあとふる企業説明会」の開催の予算づけをしていただきました。即雇用を希望されている企業から障害のある方に自社の魅力をプレゼンしていただいて、我が社はこのような魅力のある会社であるとPRするような企業説明会をして就職のマッチングを進めるようにしているところです。

また、障がい者の技能修得では、やはり企業も民間ですので、企業ニーズに合った職業能力が求められることから、障がい者一人ひとりの就職をするための基本的な能力を向上させるため、今年度、労働局との連携事業ですが、10月から、全国で初めて障害特性に応じた就労準備セミナーを開始しています。また、7月には、京都ほっとはあとセンターとも連携しまして京都テルサの中に喫茶スペース「はあとガーデン」を設置し、そこで精神障がい者が接客等の体験を通じて、対人技能を向上させるという就労前トレーニングを行っています。

はあとふるジョブカフェが開設して1年半、私ども手探りの状態でいろいろな取組を行ってきたわけですが、まだまだ十分ではないと感じています。

今後とも、事業の検証などを行いながら、関係機関とも連携し、1人でも多くの方が就職に結びつけられるように、私どもも頑張っていきたいと考えています。

以上で説明を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○座長

どうも御説明ありがとうございました。何か御質問ありましたら、どなたからでも御自由にどうぞ。

○委員

大変経済状況の厳しい中、京都の企業さんが頑張って、雇用に取り組んでいただいているということで、大変ありがたいことだと思っています。

説明にありましたように、全国的にもそうですが、中小企業が頑張って雇用していただいているという状況があるということで、大企業も一定の水準になっていますが、さらに頑張っていたらと思います。

先ほどの集計の中で、精神障害の方とか発達障害の方の企業就労が困難な割合が多いわけですが、以前からの全国的な調査でも精神障害の方は、意欲は高いんですが、実際にはなかなか体力的に継続するのが難しいという状況が続いていましたが、このデータで発達障害の方がクローズアップされてきているということで、今後の大きな課題の一つが出てきているというような印象を受けました。

先ほども申し上げましたが、企業も非常に厳しい経済状況の中で、障害のある方の雇用というところまで手が回らないという実態もありますでしょうし、他の施設関係も障害者支援法で職員の手が足りなくなり、なかなか上手に機能していないという中で、京都府が頑張って取組をいただいているということの評価したいと思いますし、さらに充実していただきたいと思います。

一つだけお願いしておきたいのは、今、さまざまな制度がありまして、緊急雇用対策の関係ですとかもありますので、どういう制度があるのかが非常に分かりにくくなっている状況にあり、もう少し整理をしていただいて、企業や福祉関係者、また、府民に対しても分かりやすいように示してもらえると大変ありがたいと思っています。

○座長

ありがとうございました。ほかにございましたらどうぞ。

○委員

身体障がい者とか知的障がい者、精神障がい者という表現を使っていますが、これはいわゆる手帳を持っておられる方と思うのですが、そうすると、京都府全体人数分の一体どれくらいの割合なのかというのが分からない。要するに、これだけの方が雇われているという数は分かるので

すが、それから企業の中で1.8%の方を雇おうとしているのも分かるのですが、障がい者全体の中に占める割合が分かれば教えてください。

○事務局

府内の障がい者数ということですが、統計では、身体障がい者が13万8,000人、知的障がい者が1万8,000人、精神障がい者が1万3,000人ということで、合計で17万人弱の方が手帳を持っています。

○委員

それともう一つ、身体障がい者の方の多くは、高齢者で、中途障害の方が多いと聞くのですが、13万8,000人という身体障がい者の方というのは、そういうケースが多いのでしょうか。

○事務局

最近の傾向としまして、高齢化や重度化の傾向があるというのは聞いておりますが、中途障害の方についての資料を持っておりません。

○委員

結構です。もともと雇われている方が、手帳所持後も、そのまま雇われている方もいるのかかかって聞いてみましたものです。

次に、ジョブサポーターさんというのが結構、支援のキーマンかなと思って聞いていたのですが、若者にもこういうジョブサポーターさんがつくといいかなと思いました。話を戻しまして、あるところで障がい者の就労を考えるのに、その就労というのは自立通勤、自立就労と、要するに1人で通勤ができて、1人で就労ができるということを前提に、障がい者の就労が考えられています。でもほんの少し支えてくれれば、実は通勤ができる。ほんの少し支えてくれれば、実は就労が続けられるということがあるのではないかと提起されたのを、そうだなと思って聞いていました。そうやって考えると、このジョブサポーターさんの方を支援するのは、おおむね6カ月程度と資料に書いてあるが、その後はそのままずっと就労できるということになるのか、6カ月が過ぎててもなかなか就労継続が難しいものなのか、もし把握していたら教えてください。

○事務局

障がいのある方が就職された後に定着支援という形でジョブサポーターについていただく期間を、おおむね6カ月と期限を切っていますが、早く定着される方もおられますし、長期の支援の必要な方もおられますが、支援期間について、全体的な把握はしていません。就職後、ジョブサポーターの助言によって職場に徐々に慣れるに従って、フェードアウトしていくというような形を考えています。目安として6カ月ぐらいでは自立していただけるだろうということで、期限を切らせていただいています。

○委員

例えば、8頁に書かれているような、はあとふるジョブカフェ、支援の流れ、利用者の視点が図に書かれたら非常に分かりやすいのですが、こういう支援をしていますという広報を、例えば、特別支援学校とか、聾学校とか、教育委員会サイドの学校があると思います。当然そこを卒業なさった時には、そういう情報を教員にも研修させ、卒業生、あるいは保護者にも流れるようにやっておられるとは思いますが、その後も、往々にして障がい者は情報障がい者でもあるわけですので、

こういう仕事につく際にどんな制度があって、こういう支援ができますから、どうぞ利用してくださいというのを、どのように周知されているのか教えてください。

○事務局

府民だよりへの掲載のほか、関係機関については、はあとふるジョブカフェのパンフレット等を配架させていただいています。また、特別支援学校の卒業生等につきましては、アクションプランの検討委員会の委員に京都市立の総合支援学校や府立の養護学校の進路指導の先生にも入っていただいております。新たな制度等については委員さんを通じて、広報に努めています。

○座長

ありがとうございます。また後で気がつかれましたら、事務所を通して、書面ででも御意見、御質問を寄せていただければと思います。

それでは3番目の議題、報告事項ですが「人権啓発学生サポーター会議」について事務局から説明をお願いします。

(2) 報告事項

議題3 人権啓発学生サポーター会議について

○事務局

それでは、人権啓発学生サポーター会議について御報告をさせていただきます。

資料3をご覧ください。前回の懇話会の際に概要を説明しましたが、ちょうど立ち上げをしたすぐ後でしたので、具体的な内容までは説明できていませんでした。7月10日に立ち上げた後、学生の主体的な発想やその中のリーダーを集めた会議、また、全体会議として中間の出来映えを見せていただいた会議などを踏まえまして、いよいよ明日、11月19日の午後7時に最終の発表、をしていただくということになっています。

ですから、中間の状況というのは把握をしていますが、最終、明日の報告を前にとということで、本日の報告にも制限がありますので、最終の報告内容につきましては、明日、夜7時、京都ルビノ堀川での報告会に来ていただきたいと思います。

本日は簡単に概要だけ説明させていただきます。2頁目ですが、8大学14名の学生を三つのグループに分け、グループごとに、それぞれ提案をいただくということで、まず、一つ目の囲みのところですが、「人権啓発コンサート」をやってはどうかという提案の中に、学生ボランティアによる運営をする。あるいは学生バンドの出演をさせて、プロと競演をさせると。それ以外にも、精華大学がアニメ、漫画というのを非常に得意としているので、そういう学校の学生がアニメーションのコマーシャルを作ってはどうかという提案です。ほかにもいろいろ中間の段階では作文を発表させるような場にしたらどうかとかというアイデアもありましたが、最終的には、すべての項目に共通するのですが、どうやって学生、若者に対する啓発をしていくのかということがおそらく発表の中心になっていくのではないかと考えています。

2番目に「ユニバーサルツアー」。これも学生が中心に運営をしようというものですけれども、子どもから高齢者、障害のある方などとチームを組んで、京都の中を、観光地をめぐりながら一緒にツアーをする。その中で京都ならではの体験を交えたり、あるいは手話とか車椅子体験を踏まえてお互いのことを分かり合えるような場というものをつくる。そういうようなことを考えたらどうだろうという提案です。

それから三つ目、「ユニバーサルスポーツ大会」。これも先ほどのユニバーサルツアーのスポーツ版というようなものですが、ここにも高齢者、障がい者、子どもたちも含めまして学生とともに汗を流す、そういうスポーツ大会をすればどうだろうということで、これも学生が運営をするということですし、スポーツを通じて、そういう活動というのを学生自身が身近に感じていくよ

うな場にすればどうか、また、単位互換制度を使えば計画的、あるいは学生も集まりやすいのではないかという提案です。

このような話を交えて、学生の啓発について効果的な手法という提案が、明日、行われれると思っております。明日が最終発表ということで、学生から発表をしていただいて、我々はその提案を受けるという形ですので、本日は、詳細について御報告させていただくということではできませんが、項目としてはこの3点が発表される予定です。

○座長

ありがとうございました。どうぞ、御質問なり、コメントをお願いします。

○委員

前回、私から提案しましたが、メンバーの中に結局、留学生は参加しているのでしょうか。

○事務局

いえ、いませんでした。

○委員

いないんですか。だから、この内容を見ると、すべてが見えてくるんですね。今回、やっぱり社会を考えるべき、やっぱり全体的に考えないといけないのではないかと思います。

例えば、メンバーに外国人が入ったら、それなりにまた提案が変わってきますし、特に日本には在日韓国人、朝鮮人が多くいますので、そういう方たちが住んでいる町をもっと歩いていこうとか。

ぜひお願いしたいのですが、2回目はもう少しそういったことも考えてください。やっぱり京都には、留学生が多くいますので、何かぜひいろいろな形で関わっていった方が未来性があると思います。

○事務局

確かに前回、そういうお話をお伺いしています。今回初めての取組ということで、学生集めについても、これまで連携してきた学校から推薦をいただくという、枠組みがあったということと、既に御意見をお伺いしたときにはもう立ち上げて、動き出していたということもあって、今回、

なかなかそういう御意見を反映した形でメンバーの構成をやり直したりすることはできませんでした。

今回の学生につきましては、前回もいろいろな大学、学部から参加というご説明をさせていただきましたが、このサポーター会議以外にも、いろいろ活動をしています。テレビや新聞なんかでも紹介をされていましたが、京都外国語大学の学生はアジアの学生との連携をはかるということで、非常に積極的な取り組みもしていると聞いております。直接ちょっと今回の提案の中には出てはこなかったんですけども、留学生の方とか外国の方は確かにいなかったんですが、学生、いろいろ幅広く忙しく活動してる、そういう学生が非常に多くいたということで、そういった視点も全く欠けているということでは多分ないだろうとは思いますが、ご指摘の点は、またこれからも考えさせていただきたいと思っております。

○座長

私が所長をしている世界人権問題研究センターでも観光ツアーのようなものを行っていますが、1枚、人権という視点をかませると、同じ景色の説明が変わってきます。委員のおっしゃったことは同じことで、やっぱり外国人が入るか入らないかで、全体の目のつけどころが広がるというか、ぜひ将来に向けては積極的に考えていただきたいと思っております。

○委員

この事業をすること自体で学生に啓発をしていくということなのか、この事業から上がってくるイベント的な部分を来年度事業として実行していこうというアイデアを出してもらっているのか、若者の意見をとにかく聞きたいということなのか、事業目的がよく分からないまま聞いていたのですが、この後、どうやって、例えば、明日の発表会の後、その学生たちに事業化してくださいと、学生に計画させて、10万円、20万円を予算をつけて実現する、そういう形で今の学生を来年の実行部隊としてやってもらおうと考えているのか、とにかく毎年そういう形で若者の意見を出させるという形でやっているのか、それが見えない。要するに、この後どうするつもりなのか教えてください。

○事務局

今、ご質問のあった観点というのは、一応全部入っていることから分かりにくくなっていると思います。もちろん参加をしている学生にもよく分かっていただきたいというのもありますし、

提案をいただいて、それを実行することによってもっと大きな広がり、ほかの学生や多くの若者へ啓発をどんどん推進をしていきたいということも、もちろん大きな目的としてあります。あとは手法の問題として、どういった提案が出るかが分からないというところで、余り限定していなかったのですが、提案の内容によっては、それこそ学生に運営をさせていけるようなものがうまく見つけられれば、もちろん予算上の制約はありますので、ストレートにそのままつながるかどうかというのは分かりませんが、そういう取組もしていきたいと思っています。

ただ、啓発手法等の提案だけをずっとただ受けていくだけということでは、もう限界がすぐ見えてくると思いますので、その辺はもう少し検討していきたいと思っています。

○座長

ありがとうございます。ほかに御意見はいかがでしょうか。

○委員

ユニバーサルスポーツ大会ですが、地域スポーツという形でいろいろな地域住民を集めて行っているスポーツのイベントも実際にはあります。要するに既存でもいろいろあるわけです。それとどういふふうにやっていくか、調整とかも考えながらやっていこうというおつもりなのかどうか教えてください。結構、重なっていると思います。

○事務局

確かにそういうことが出てくると思っていますし、スポーツも最近では、地域を拠点にしたような広がりを持たせるということで行われていますし、特に障がい者スポーツは盛んに行っているということも存じ上げていますが、まだ提案の内容が実現可能性のあるものなのか、どういうところに視点を置いて進めていこうところも見定めていかないと、既存のものに当てはめていくということだけでは、せっかく学生から意見を聞いているところも、意味が薄れていくような気もしています。確かに、ある程度想定をして、考えておくべきところもあるかもしれませんが、今回はまず一度、自由な発想で一度、考えていただくというところに主眼を置いて始めたということもあって、既存の事業との調整をどうするとか、連携をどうはかっていくのかということ、具体的な提言を踏んでおりませんし、まずは提案を聞いて、そこからイメージを膨らませていけばどうかと思っている状況です。

○委員

資料では開催状況しか分からないのですが、学生たちは人権についての勉強といますか、体験といますか、そういうプロセスは経ているのでしょうか。資料を見ていると、DVについて男女共同参画課からレクチャーがあったとかはありますが、あとは個々で、それぞれのグループでそういった現場に行ったりとか、障害のある方とか高齢者の方とか、そういった人と接触したり話し合ったりとか、どういうことを求めているのかというリサーチ、交流、体験、それをされているのかどうかお聞きしたい。というのは、こう見ると、障がい者や子どもなどについて、非常に上滑りの情報だけでまとめているのではないかと危惧します。自由な発想はいいのですが、足元をやはりきちんと学生に勉強してもらうことが非常に大切な企画だと思いますが、その辺がどうなっているのかと思いました。いかがでしょうか。

○事務局

今のお話なんですけど、もちろん学生の方で、例えばDV、デートDVの関係なんですけど、聞いたこともないという話があって、それではということで担当課から説明をしてもうらうというようなことは確かにありましたけれども、個別の提案について、それぞれの、今ご質問のあったような障がい者の実態とか、高齢者との直接の対話を踏まえての提案ということではないということです。

ユニバーサルツアーについては、参考にするためにということでユニバーサルキャンプ、八丈島の例が非常に有名であったということで、その体験者からの話を聞いたというようなことはありますが、全体としてご指摘のあったような行動を踏まえたものではないと思います。

○事務局

この8大学14名の方で留学生が入っていないという問題もあるのですが、そもそもこの14名については、大学からの推薦ということもあり、全然、何も人権にかかわりのあることをしていない学生ではなく、基本的に例えば外国人との交流を進めている学生とか、外国人にかかわっている学生とか、人権問題の学習を専門にやっっている学生とか、そういう学生を推薦していただいています。だから個々に弱いところは確かにあると思いますが、一般的に人権意識が高い学生が参加していると思っています。そういう14名です。

○座長

ありがとうございました。

とにかくやってみようということで始められたので、御指摘のあった点は、もし将来も続けられるとしたら、ぜひ生かしていただきたいと思います。

それでは最後の議題「人権啓発フェスティバル」について、事務局から説明をお願いします。

議題4 人権啓発フェスティバルについて

○事務局

それでは報告事項の2つ目、平成21年度人権啓発フェスティバルについて御報告をさせていただきます。資料4をご覧ください。

まず、京都市内で行いましたヒューマンフェスタ2009。去る10月17日、京都テルサで開催をいたしまして、延べ3,000人の方に参加をいただいております。この件につきましては、資料の4頁以降に写真とか、来場者からいただきましたアンケートの集計結果をつけております。当日は、今井ゆうぞうさんのコンサートと中井美穂さんのトークショーをメインに、NPO法人の活動ですとかユニバーサルデザインの体験コーナー、講演等の内容で開催しました。今井ゆうぞうさんというのも非常に子供に人気があるということで、子ども連れのお母さんが非常に多かったのが特徴で、参加者のうち女性が4分の3ぐらい、年齢層も20代、30代が半分以上という参加状況でした。評価についても、この二つのほかは余り参加をされている方がいないというようなこともあります。多くの方に来ていただいたというのは非常によかったです、その辺が少し課題になったと思っています。

京都市内でのフェスティバルのほかに、市町村と連携したフェスティバルをこれから順次開催します。

資料の2頁をご覧ください。まずは宮津市で昨日、開催しましたが、大体700人から800人ぐらいの参加があったのではないかと、速報で聞いております。

それから、来月になりますが、12月6日に長岡京市、11日に大山崎町、12日に向日市で開催します。3頁をご覧ください。来年になりますが2月27日、福知山市で、市町村と連携したフェスティバルを開催する予定です。また結果については御報告をさせていただきます。

以上です。

○座長

人権関係のこういうフェスティバルとなると、全国的に見ても同じような内容ですね。参加者にそれがあらわれていると思いますが、難しい。もし委員から提言があれば、お願いします。

○委員

フェスティバルとは別の話ですが、これまでの懇話会で事業評価ということについてどうするかということが議論になったこともあったんですが、一つお願いがあります。この懇話会としても御議論いただきたいんですけども、いわゆる住民意識調査というのが人権にかかわってなされています。

京都府では平成13年度に人権にかかわる意識調査を国連人権教育の10カ年の関係で行っていますが、その後、実施していない。

私は、その調査結果をいろいろな講演会で使ったり、もう少しこんなふうに変えないといけないんじゃないかと課題を考えるとときにデータとして使ってきました。ぜひとも質問の中身も考えながら、そういう意識調査をやっていただきたいと思います。それをまた基にして、この懇話会で議論していったらどうかと思います。そろそろ検討していただきたいというお願いです。

○座長

ほかに何かありますか。もう今回ぜひ、言っておきたいということがあれば。

○委員

京都府の商工労働観光部に提案ですが、今回は障がい者の雇用促進について説明いただきました。もしよろしかったら次は外国人の就労支援についても、是非お願いしたいと思います。なぜかと言うと、今、厳しい雇用状況の中で、外国人は特に仕事探しが大変で、そういうものが生活相談の中にたくさん出ています。何かこれから考えていかないと、ますます問題が大きくなるのではないかと思います。

その関連で、国際センターでは、留学生の就職ガイドなどを行っていますが、それを一度検討する必要があるのではないかと思います。国際センターの様子を見ると、留学生たちが施設をあまり利用してないのではないかと思います。相談だけでなく、その次のステップも、就職の紹介とかにも取り組まないと魅力がないのではないかと思います。一度検討をお願いします。

○座長

障がい者については、本日、報告していただきましたが、留学生の就労については、正確には大学内で行っているとは思いますが、府としてのチャンネルというか、国際センターという施設がせっかくあるのでしたら、相談でも、実際に就労につながるような工夫をしていただきたいということだと思います。

以上で、懇話会を終了します。